

§ 地勢・気候

1 位置、面積

岐阜県は、日本列島のほぼ中央に位置し、古来より東西の交通の要衝として栄えてきた。

また、県内の武儀郡武儀町地内には我が国の人口重心(平成12年国勢調査結果)がある。

東は長野県、北は富山県、西は石川県、福井県、滋賀県、南は愛知県、三重県の7県に接する内陸県で、東西が約124km、南北は約148km、総面積は10,596km²で日本全土の2.8%(全国第7位)を占めている。

このうち森林面積は県土の約82%を占めており(面積:全国第5位、森林面積率:全国第2位)、この広大な森林による水源かん養により、本県は中部地方における有数の水瓶となっている。

2 地 勢

本県は、古くより「飛山濃水」と呼ばれており、地形的要因、気象的要因から大きく飛騨地方と美濃地方に大別される。飛騨の山々と木曾三川がつくり出した美濃平野は、水と緑に恵まれた豊かな県土を形成している。

県北東部県境には飛騨山脈があり、槍ヶ岳、穂高岳、笠ヶ岳などの3,000m級の急峻な山岳が連なり「日本アルプス」の名のとおり日本を代表する山岳美を誇る。その南には乗鞍岳、御岳等の火山が続く。西部県境には、美濃越前山地、鈴鹿山脈等の2,000m前後の山が続き、北部には白山、大日岳があり、南部には伊吹山等がある。美濃越前山地付近では断層に刻まれた不規則な山塊があり、特に根尾谷は活断層で有名である。

東西県境山地の間には、飛騨高地、美濃高原があり、県土は北部から南部に次第に高度を下げ濃尾平野に続いている。県南西部には、木曾川、長良川、揖斐川の三大河川による沖積平野(美濃平野)が広がり、河口付近においては海拔0mの典型的な水郷地帯となっている。

美濃平野は、北部の緩い傾斜をなす扇状地と南部の平坦な三角州に大別される。三角州は、三大河川による堆積によるもので地味肥沃で穀倉地帯となっている。

3 地 質

本県には、日本列島の最も古い基盤といわれる飛騨変成岩類から、濃尾平野の海拔0m地帯の沖積層まで、多様な地質が分布している。県内からは日本最古の岩石である上麻生礫岩や恐竜、大型ほ乳類、貝、フズリナ等の化石の報告があり、あらゆる地質時代の地層が分布することを物語っている。

本県は、地質区分上、西南日本内帯に属し、北から飛騨帯、飛騨外縁帯、美濃帯及び領家帯に分類される。基盤岩類には中・古生層や花崗岩類が特徴的で、これらの地層を覆う形で、流紋岩、火山岩類や堆積岩が分布する。

また、木曾三川の下流部には、厚い砂や泥の地層からなる濃尾平野が広がり、輪中に代表される特有な地形がみられる。

4 気 候

本県の気候は3,000mの山岳地帯から海拔0m地帯の平地までの変化に富んだ地形的な要因を反映し、大きく美濃地方と飛騨地方に分けられる。岐阜市を中心とした美濃地方は、年平均気温が約15℃と温暖な気候であるのに対し、高山市を中心とした飛騨地方は、年平均気温が約10℃と夏は涼しく、冬は寒冷で厳しい気候となっている。

降水量は、台風期、梅雨期に多く、飛騨地方では冬期における降雪量が多い。

岐阜における気候変動の状況を見ると、気温は過去100年間で約1.5℃上昇し長期的に上昇傾向にある。降雨量は過去100年間で約10%減少し、長期的に減少傾向にある。

5 河 川

広大な山地は水量豊かな河川のかん養地となり、ほぼ乗鞍岳、位山、大日岳等の山を結んだ山地を分水界として長大な河川が太平洋と日本海に注いでいる。宮川と高原川が合流した神通川と庄川、九頭竜川が日本海に注ぎ、御岳の麓から発する木曽川は飛騨川と合流して長良川、揖斐川、庄内川（土岐川）とともに伊勢湾に注ぐ。また、矢作川は、三河湾に注いでいる。これらの河川は、山間地や中流部において谷を深く刻んだ峡谷をなし、景勝地ともなっている。

県内の河川は、木曽川水系、庄内川（土岐川）水系、矢作川水系、神通川（宮川）水系、庄川水系、九頭竜川水系の計6水系により構成されており、すべて一級水系である。このうち木曽川流域が県土の約70%を占めている。

平成15年3月現在における一級河川は、435河川が指定されており、その延長は、3,330kmにおよんでいる。準用河川は、76河川、114kmに達している。

6 地下水

岐阜・西濃地域が位置する濃尾平野は、主な帯水層として第1レキ層、第2レキ層、第3レキ層があり、地下水位は北部で高く、南部へ行くに従い低くなっている。これらの地下水は木曽川、長良川、揖斐川及び上流域の豊かな水源涵養により成り立っている。かつては大垣市を中心として広範囲にわたり自噴性地下水帯が存在していたが、産業活動の拡大と生活水準の向上により地下水揚水量も増加の一途をたどり、自噴帯は急速に縮小した。昭和40年代にはいると海津町や平田町ではほとんど自噴しなくなり、地下水位は大きく低下し激しい地盤沈下が発生した。この対策として、昭和40年代後半に愛知・三重両県による公害防止条例、昭和60年には濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱が施行され、地下水取水の抑制、地下水位・水準点の観測、代替水源の確保と地下水の転換等に努めてきたところ地下水位は上昇し、現在では横ばいで推移している。

一方、岐阜・西濃地域以外の地域においては、一部帯水層が存在するものの、地下水量は乏しい。